

春風台まちづくり組合規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本組合は、春風台まちづくり組合（以下「本組合」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本組合の事務所は、組合理事長の住所に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本組合は、つくば市春風台A30、31、32、33、42、43、44、49及び50街区において土地所有権を有する者が春風台における景観緑地の整備及び保全その他良好なまちの景観形成について望ましい事業を協同して推進し、長期にわたって環境資産としての価値を高めることに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本組合は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 景観緑地の整備及び維持保全に関すること
- (2) 電線類地中化の整備及び維持保全に関すること
- (3) 果樹園・菜園の整備及び利用に関すること
- (4) その他、本組合の目的を達成するために総会において決議された事項

2 この規約の対象となる区域は、つくば市春風台 A30、31、32、33、42、43、44、49 及び 50 街区とする。

3 この規約の対象となる宅地及び施設（以下「管理対象物」という。）は、別に定めるものとする。

(業務の委託)

第5条 本組合は、理事会の提案に基づく総会の決議をもって業務の一部を他に委託することができる。

第3章 組合員

(構成と資格)

第6条 本組合の組合員（以下「組合員」という。）の資格は、第4条第2項に定める区域に土地所有権を有する者とする。

2 組合員の資格は、前項に掲げる権利を他に譲渡することにより失う。譲渡によって当該権利を取得した者については、前項の規定に従う。

(組合員の名簿)

第7条 理事長は、組合員名簿を作成し、保存する。組合員名簿には、組合員の氏名又は名

称、住所並びに第6条第1項に掲げる対象区画を記載するものとする。

(会費、整備管理費及び負担金)

第8条 組合員は、第4条に定める事業の費用として、理事会の提案に基づく総会の決議によって定める会費及び整備管理費を本組合の指定する方法で本組合に納入しなければならない。

2 本組合に成立と同時に入会する組合員（所有地が共有の場合は代表者）は、負担金として50,000円を入会時に本組合の指定する方法で本組合に納入しなければならない。

3 いったん納入された会費、整備管理費及び負担金は、いかなる理由があってもその返還を請求することができない。

4 組合員が会費、整備管理費及び負担金を納期までに納付しないときには、本組合は、その未払金額について納入期限の翌日から起算して納付日までの日数に応じ、年利14.6%の遅延損害金を加算して請求できるものとする。

5 総会は、各組合員の権利の目的となる区画ごとに収支計算を行うことが合理的である場合には、理事会の提案に基づき、当該区画単位で整備管理費の負担を定めることができる。

6 本組合理約に定める整備管理費の額は、経済情勢の変動その他やむを得ない事由により不相当となった場合及び天災地変等で管理物件に大規模の修繕が必要となった場合には、総会の決議によりこれを改訂し、もしくは別に一時金を徴収することができる。

7 会費、整備管理費及び負担金の納入に際して遅延が生じた場合には、本組合は、その組合員に対して時効による債権放棄を防止する目的で、訴訟の提訴を含むあらゆる債権管理措置を行うことができる。

(違反への対応)

第9条 組合員が法令、この規約及び別に定める細則並びに総会の決議（以下「規約等」という。）に違反した場合には、理事長は、理事会の議を経て、違反者に違反行為の中止又は是正措置の実施を勧告することができる。

2 違反者が前項に定める勧告に応じないときには、理事長は、理事会の議を経て、この規約の目的の範囲内で必要な措置を講ずることができる。

(外部又は内部の協定との関係)

第10条 組合員は、本組合がつくば市又は近隣住民の団体との間で総会の議を経て締結した協定並びに桜中部地区まちづくり協議会が別に定める建築ガイドラインについては、誠実に遵守しなければならない。

2 本組合員敷地における新築・改修行為を行う場合、建築主は工事着手前に図面等の資料を本組合へ提出し、理事会で前項の建築ガイドラインと照合する。違反する行為については、提出者負担において是正措置を行う。

第4章 役員

(全般)

第11条 本組合に次の役員を置く。

(1) 理事を置く、ただし、理事の人数は6名以上、10名以内。

(2) 理事のうち、理事長1名、副理事長1名、会計担当理事2名及び事務局長1名を置く。

(3) 監事1名以上2名以内

(選任等)

第12条 本組合の理事は、第6条に定める資格を有する権利者のなかから総会において選任する。

2 理事の役職については、理事の互選とする。

3 監事は、理事又は本組合の職員を兼ねることができない。

(役員の必要経費)

第13条 役員は、別に定めるところにより、役員としての活動に必要な経費の支払を受けることができる。

(任期)

第14条 役員の任期は1年とする。ただし、任期満了時に総会において再任の決議をすることを妨げない。

2 役員が任期の満了又はやむを得ぬ事情によって退任する場合には、後任の役員を選出するため総会を開催しなければならない。当該総会を経て後任の役員が選出されるまでは、退任する役員は、組合の業務の執行に支障が生じないように引き続きその職務を行う。

(理事長等)

第15条 理事長は本組合を代表し、総会の決議に基づき、かつ、理事会の議を経て本組合の業務を執行する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその業務を代行する。

(理事)

第16条 理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところに従って本組合の業務を担当する。

2 会計担当理事は、経費の収納、保管、運用、支出等の会計業務を行う。

3 事務局長は、総会及び理事会の会議招集通知文及び議案書の作成と送付並びにそれらの会議の記録を行い、出席者若しくは議決権行使書提出者又は委任状提出者の名簿を含む議事録を作成する等の文書事務全般を行う。

(監事)

第17条 監事は、本組合の財産状況及び組合業務の執行状況を監督し、その結果を通常総会において報告する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第18条 本組合は、その運営及び活動に関する助言及び指導を求めるために、顧問を若干

名選任することができる。

2 顧問は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

3 顧問の任期は、1年間とする。

(事務所の設置)

第19条 本組合は、その運営及び活動において、その事務作業を円滑に処理するために事務所を設け、必要な職員を置くことができる。

第5章 総会

(総会の招集)

第20条 総会の招集は、理事長がこれを行う。

(招集通知)

第21条 総会を招集するには、その予定日より原則として10日前に会議の目的たる事項を示して各組合員に通知しなければならない。ただし、特段の事情により総会の招集が緊急を要すると理事長が認めたときには、その期間を5日に短縮することができる。

(通常総会)

第22条 総会は、組合員全員で組織する。

2 通常総会は、毎年1回4月にこれを招集する。

(臨時総会)

第23条 臨時総会は、必要のある場合に随時これを招集する。第21条の規定は、次条第1項による場合を含めて、臨時総会の招集について準用する。

(組合員による招集の請求)

第24条 組合員が組合員総数の4分の1以上に当たる組合員の同意を得て、会議の目的たる事項を示して総会の招集を請求した場合には、理事長は、臨時総会を招集しなければならない。

2 前項において、請求する組合員は、議題とすべき事項及びその理由を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

(出席資格)

第25条 組合員のほか、理事長が理事会の議を経て必要と認めた者は、招集通知にその氏名及び出席を必要とする理由が掲げられる場合に限り総会に出席することができる。

(議長)

第26条 総会の議長は、総会で選出する。ただし、理事会は、その候補を総会に提案することができる。

(議決事項)

第27条 以下各号の事項は、総会の決議をもって定めなければならない。

(1) 組合規約の改廃

(2) 役員の選任又は解任

- (3) 会費及び整備管理費の徴収方法及びその金額
 - (4) 管理対象物の変更
 - (5) 毎年度の会計報告、収支予算及び事業計画
 - (6) 長期整備計画の作成又は変更
 - (7) 本組合が保有する資産及び積立金の保管並びに運用方法
 - (8) 特別の事業の実施並びにそれに充てるための資金の借入れ及び積立金の取り崩し
 - (9) 本組合の事業に関する管理委託契約の締結
 - (10) その他、組合の運営、業務執行並びに組合員の利益保全にかかわる基本的事項
- 第28条 各組合員は、総会での議決において1個の議決権を有する。ただし、第6条に掲げる権利が共有又は準共有の場合には、共有者または準共有者全員で1個の議決権を有し、その代表者がそれを行行使する。

(議決方法)

第29条 総会は、議決権の総数の過半数にあたる組合員が出席し、若しくは議決権行使書を提出し、又は議決権の行使について書面で委任した代理人が出席した場合に有効に成立する。総会の決議は、それらの者の議決権数の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合には議長の決するところによる。ただし、第27条第1項第1、3、6、7、8号及び総会においてその必要があると議決された事項については、全議決権数の3分の2以上の賛成を必要とする。議長は、この場合には、自己が有する議決権を行行使してそれを賛成議決権数に算入することができる。

2 代理人は、代理権を証する書面（委任状）を総会の議長に提出しなければならない。

(議決の範囲)

第30条 総会においては、第21条及び第24条第1項によりあらかじめ通知した事項についてのみ、決議することができる。

(総会の決議にかかわる書面による合意)

第31条 第27条に定める事項について組合員全員の書面による合意があったときは、総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議事経過の要領及びその結果を記載し、議長のほか、議長が指名する出席組合員2名がこれに署名押印しなければならない。

3 議事録は、理事長が保管し、利害関係人の請求があったときはこれを閲覧させなければならない。

4 議事録の保存期間は、10年とする。

第6章 理事会

(理事会)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が務める。

(招集手続き)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会の招集については、その予定日より原則として5日前に会議の目的たる事項を示して各理事に通知しなければならない。ただし、別段の定めがある場合には、その限りでない。

(理事による理事会招集権)

第36条 理事が理事総数の半数以上にあたる理事の同意を得て、理事会の招集を請求した場合には、理事長は、速やかに理事会を招集するものとする。

(議決事項)

第37条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項について総会への提案をあらかじめ審議しなければならない。

- (1) この規約の改廃に関する案
- (2) 会費及び整備管理費の徴収方法及びその金額に関する案
- (3) 管理対象物の変更に関する案
- (4) 当該年度の会計報告案、収支予算案及び事業計画案
- (5) 長期整備計画の作成又は変更に関する案
- (6) 本組合が保有する資産及び積立金の保管及び運用方法に関する案
- (7) その他、組合の運営、業務執行並びに組合員の利益保全にかかわる基本的事項に関する案

(議決方法)

第38条 理事会の決議は、理事の過半数以上が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決議する。

(議事録)

第39条 理事会の議事録については、第32条の規定を準用する。

(書面での決議)

第40条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

(部会)

第41条 本組合の事業活動を円滑にするため、又は緊急課題の解決を図るため、理事会の議決を経て、下部組織として部会を設けることができる。

2 部会の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議を経て総会で定める。

第7章 会計

(経費)

第42条 本組合の経費は、第8条に定める会費、整備管理費及び負担金の収入をもってこれにあてる。

(経費の支弁)

第43条 本組合の財産管理、経費の支弁その他会計に関する一切の事項は、理事会の議を経て理事長の責任において行う。会計担当理事は理事会に対して、また監事は総会に対して計算書類に基づいて報告しなければならない。

2 本組合は、組合員から預託された会費、整備管理費及び負担金を安全かつ適切な方法で運用するものとする。

(会計年度)

第44条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(消滅時の財産の清算)

第45条 本組合が消滅する場合には、その残余財産は、法令の規定を順守した上で、議決権の割合に応じて、解散決議時の組合員に帰属するものとする。ただし、第8条第5項の定めに従って区画単位で整備管理費の負担を定めた場合には、その事情を考慮して帰属を定めなければならない。

(帳票類の作成等)

第46条 理事長は、会計帳簿、什器備品台帳、組合員名簿その他の帳票類を作成して保管し、組合員から理由を付した書面による請求があったときには、これらを閲覧させるものとする。

(収支予算等)

第47条 理事長は、収支予算案及び事業計画案について、通常総会の承認を得なければならない。

2 理事長は、毎会計年度当初から収支予算案について通常総会の承認を得るまでの間に、第4条に定める業務の遂行のために要する必要最小限の費用に限り理事会の議を経て支出することができる。

3 収支予算を変更しようとするときには、理事長は、その案を臨時総会に提出し、その承認を得るものとする。

(収支決算等及び監査)

第48条 理事長は、毎会計年度の収支決算案及び事業報告案を、監事の会計監査を経て、通常総会に報告し、その承認を得るものとする。

(金融機関取引口座の開設)

第49条 本組合は、会計業務を遂行するため、本組合の預金口座を開設するものとする。

(会計の過不足)

第50条 収支決算の結果、会計にその余剰を生じた場合には、その余剰金を翌年度に繰り

越す。また、会計に不足が生じた場合には、理事長は、総会の決議を経て、その都度必要な金額の負担を組合員に求めることができる。

第8章 雑則

(細則)

第51条 本組合の業務運営について必要な細則は、理事会の提案に基づき総会の決議によって定めることができる。

(規約外事項)

第52条 規約等に定めのない事項については、法令の規定に従い、総会の決議によって定める。

(規約の保管・閲覧)

第53条 この規約の原本は、理事長が保管し、利害関係人から請求があったときはこれを閲覧させなければならない。

(留意事項)

第54条 理事長は、業務の遂行にあたり、組合員の個人情報の取り扱いに留意するものとする。

附則

この規約は、平成23年5月29日から施行する。

附則

この規約は、平成24年9月30日から施行する。

附則

この規約は、平成25年3月3日から施行する。

平成24年9月30日改正

平成25年3月 3日改正